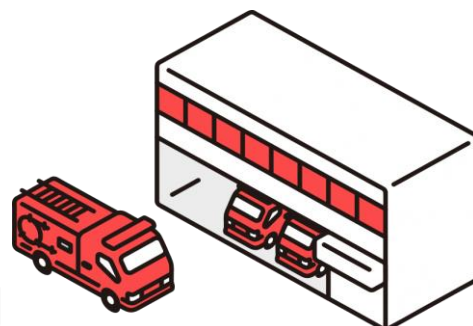
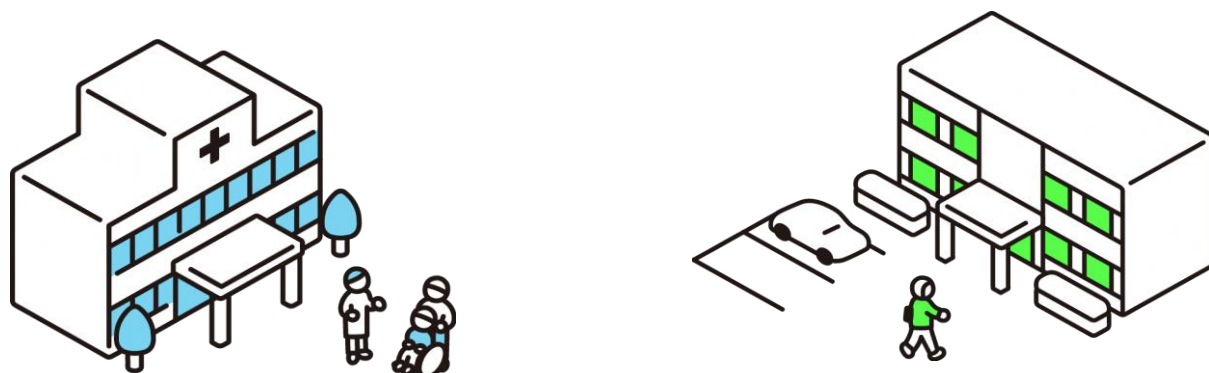


第7期訓子府町障がい福祉計画 第3期訓子府町障がい児福祉計画

計画期間 令和6年度～令和8年度



令和6年3月
訓子府町

◆◆ 目次 ◆◆

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の構成	4
5. 計画の基本方針	5
1) 訓子府町障がい者計画における基本的な考え方	5
2) 訓子府町障がい福祉計画・障がい児福祉計画における基本的な考え方	5
第2章 障がいのある人の状況	6
1. 人口および年齢3区分別人口割合の推移	6
2. 身体障がいのある人の状況	7
3. 知的障がいのある人の状況	8
4. 精神障がいのある人の状況	8
1) 精神障害者保健福祉手帳	8
2) 精神障がいのある人の数（疾患別）	9
5. 難病を有する人の状況	9
第3章 令和8年度末までの目標値の設定	11
1. 目標値の設定	11
1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	11
2) 福祉施設から一般就労への移行	11
3) 地域生活支援の充実	12
4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
第4章 見込量を設定するサービス	13
1. 障害福祉サービス等	13
2. 地域生活支援事業	14
第5章 障害福祉サービス等の利用実績と今後の見込量	15
1. サービス利用者数および障害支援区分の認定者数	15
2. 訪問系サービス	16
3. 日中活動系サービス	18
4. 居住系サービス	21
5. 相談支援	22
6. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援）	23
第6章 地域生活支援事業の利用実績と今後の見込量	25
1. 必須事業	26
1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	26
2) 相談支援事業	27

3)	成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	27
4)	意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	28
5)	日常生活用具給付等事業	29
6)	移動支援事業	30
7)	地域活動支援センター事業	30
2.	任意事業	31
1)	訪問入浴サービス事業	31
2)	日中一時支援事業	31
3)	身体障害者用自動車改造費助成事業	32
第7章	サービス確保のための方策	33
1.	障害福祉サービス等の見込量の確保	33
1)	訪問系サービスの充実	33
2)	日中活動系サービスの充実	33
3)	居住系サービスの充実	33
4)	児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援）の充実	33
2.	地域生活支援事業の見込量の確保	33
1)	地域生活支援事業の推進	33
2)	相談支援ネットワークの充実	34
3)	相談支援体制の充実及び強化	34
第8章	計画の推進	35
1.	障害福祉サービス等に関する情報の提供	35
2.	地域福祉推進体制の確立	35
3.	全庁的な推進体制	35
4.	障がい者の虐待防止・差別解消への取り組み	35
5.	権利擁護事業の推進	35
6.	計画の進行管理	36
資料編		
1.	計画の策定体制	38
2.	アンケート結果	40

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズは複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国の直近の動きでは、令和3年度に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から「改正障害者差別解消法」が施行されることとなり、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されることになりました。

また、令和4年度の法改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）を図っています。

本町においても、制度及び法改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生など、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組むことが求められています。

今回、令和2年度に策定しました「第6期訓子府町障がい福祉計画」及び「第2期訓子府町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、令和6年度から令和8年度までの計画である「第7期訓子府町障がい福祉計画」及び「第3期訓子府町障がい児福祉計画」を策定するものとします。

●「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に則して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定める計画です。

◆「障がい」と「障害」の表記について

本計画における「障害」の字については、ひらがな表記の「障がい」で統一しています。なお、法令などに定められたものについては、従前どおりの漢字の「障害」と表記しています。

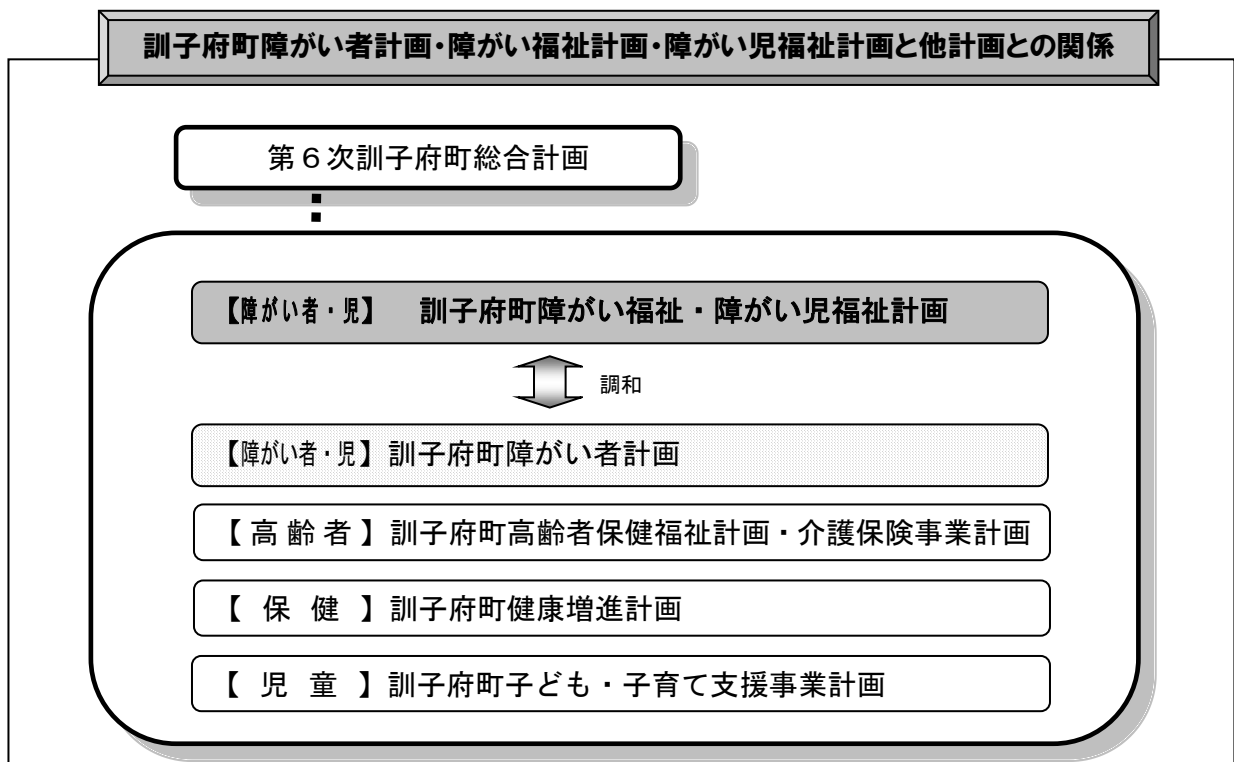
◆「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」について
本計画において、次ページ以降、「障害者総合支援法」と表記しています

2. 計画の位置付け

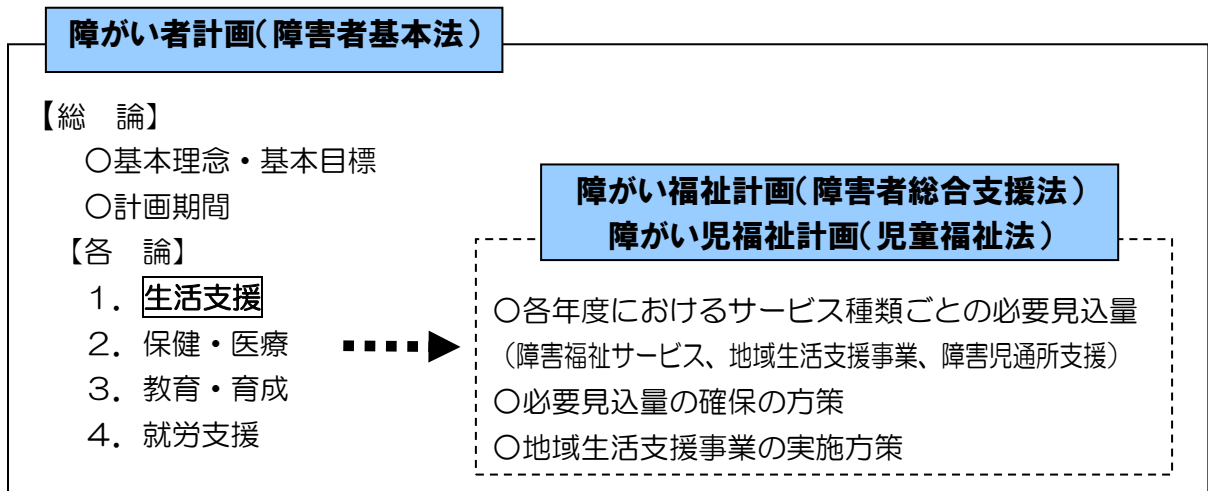
本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくものであり、策定にあたっては、平成28年度に策定された「第2期訓子府町障がい者計画」との整合と調和を図り、3年を1期とした各年度における障害福祉サービス等について、必要な見込量の数値目標や見込量確保のための方策を策定します。

また、平成28年に策定された「第6次訓子府町総合計画」や個別計画である「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「訓子府町健康増進計画」「訓子府町子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を図っています。

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項) (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (第33条の20第1項) (昭和23年1月1日施行)	障害者基本法 (第11条第3項) (昭和45年5月21日施行)
性格	各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策の計画	各年度における障害児通所支援などの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策の計画	障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための障がい者施策に関する基本的な計画
位置付け	障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的数値目標		国の「障害者基本計画」及び「北海道障害者基本計画」を基本とし、「第6次訓子府町総合計画」との整合性を図ります



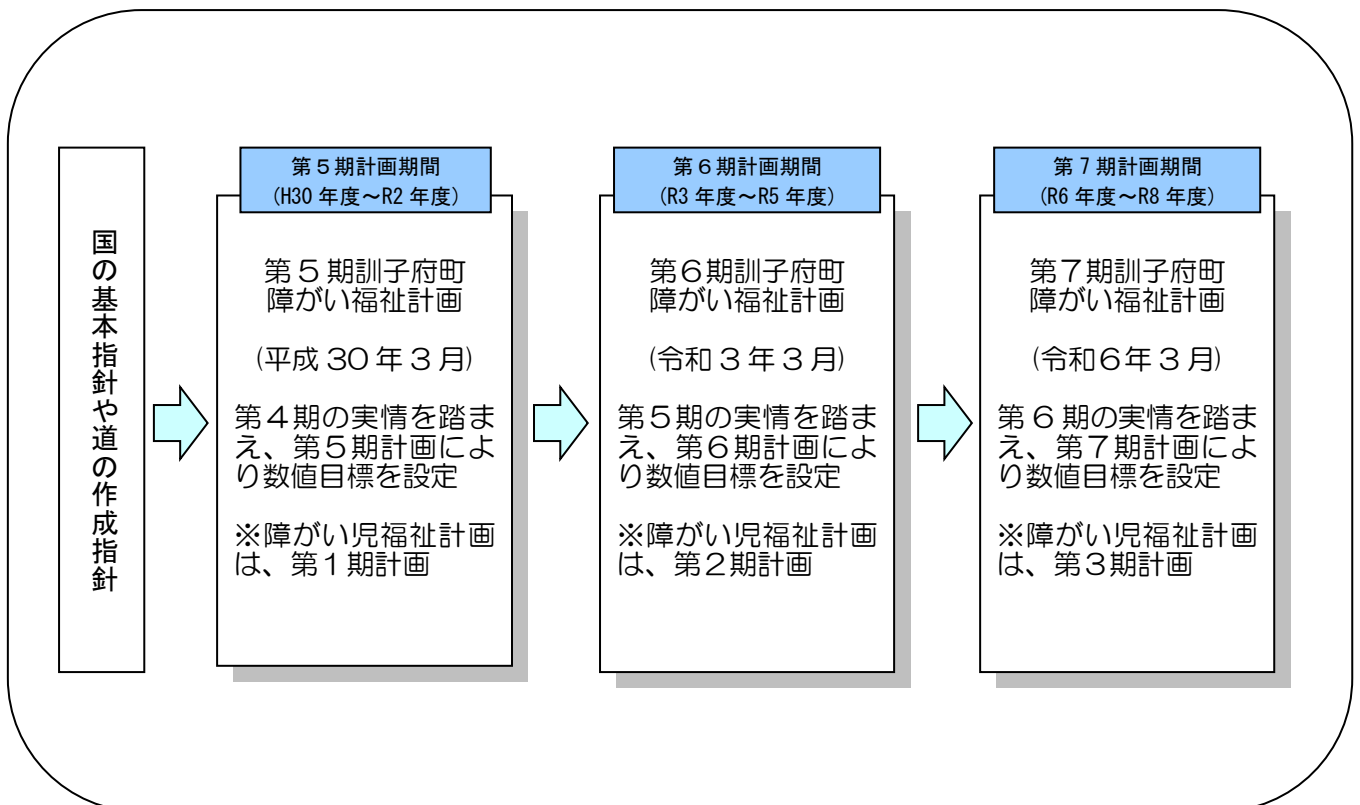
◆障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係



3. 計画の期間

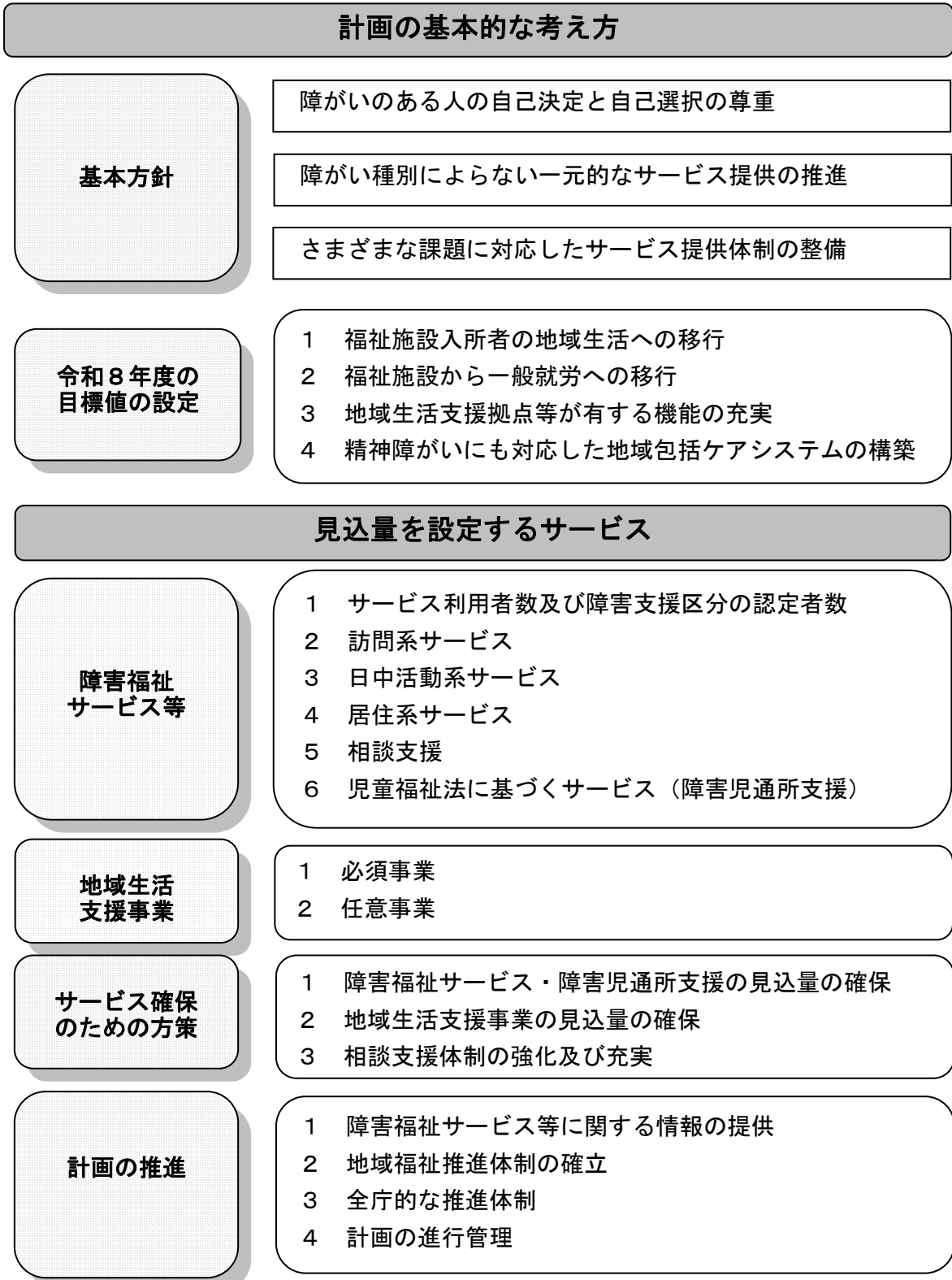
障がい福祉計画は、第6期計画の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年を第7期計画とし策定します。

障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年を第3期計画とし策定します。



4. 計画の構成

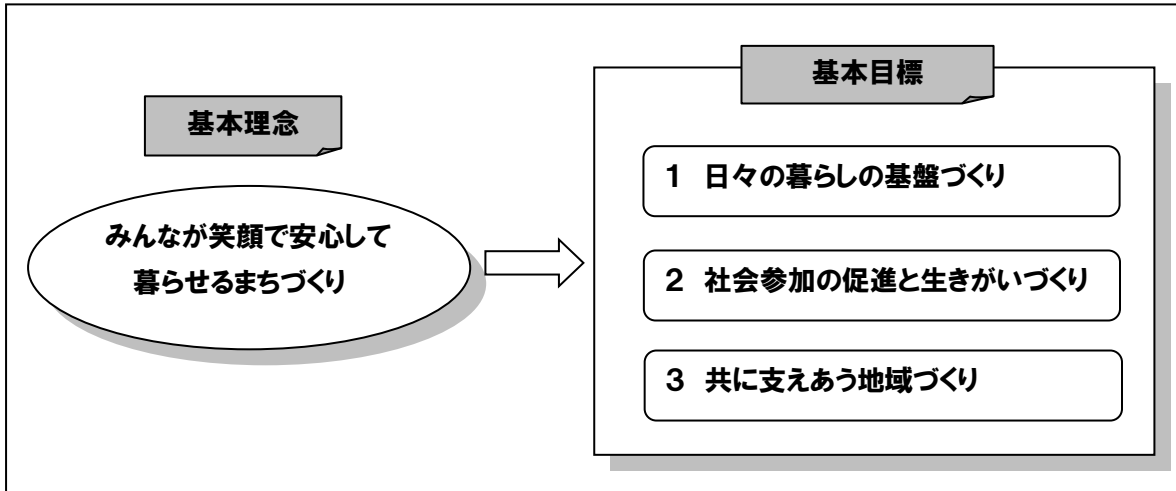
「訓子府町障がい福祉計画」及び「訓子府町障がい児福祉計画」は、障害者基本法に基づく「訓子府町障がい者計画」との整合と調和を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援の必要量やその確保のための方策等を定めた計画を策定します。



5. 計画の基本方針

本計画では、「訓子府町障がい者計画」の基本理念や基本目標を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方に基づいて、本計画を定め、障がいのある人の施策を推進します。

1) 訓子府町障がい者計画における基本的な考え方



2) 訓子府町障がい福祉計画・障がい児福祉計画における基本的な考え方

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス、障害児通所支援やその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現することができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。

② 障がい種別によらない一元的なサービス提供の推進

以前は異なる制度で行われてきた障がいのある人への福祉サービスが一元化されたことを踏まえ、一元化された障害福祉サービス等の総合的な提供体制の推進に努めます。

③ さまざまな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、利用者に寄り添った障害福祉サービス等の提供体制の整備に努め、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確保を図ります。

第2章 障がいのある人の状況

1. 人口及び年齢3区分別人口割合の推移

本町の総人口の推移は、毎年減少傾向にあり、令和5年3月末は4,567人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、幼年人口、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加していることから、少子高齢化の進行がうかがえます。

1-1 訓子府町の人口

(単位：人、%)

区 分	人口 a	3区分別人口割合の内訳					
		幼年人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)	
		b	b/a	c	c/a	d	d/a
平成30年度	4,935	552	11.2	2,498	50.6	1,885	38.2
令和元年度	4,844	531	11.0	2,434	50.2	1,879	38.8
令和2年度	4,777	547	11.5	2,365	49.5	1,865	39.0
令和3年度	4,688	518	11.1	2,317	49.4	1,853	39.5
令和4年度	4,567	504	11.1	2,230	48.8	1,833	40.1

(注) 各年度末の住民基本台帳の数値

2. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付を受けている人の数は、令和5年3月末で302人となっています。障がい別では、肢体不自由が182人（60.3%）と最も多く、次いで内部障がいが85人（28.1%）、聴覚・平衡機能障がいが21人（7.0%）となっています。また、年齢階層別では、18歳未満が2人（0.7%）、18歳～64歳以上が61人（20.2%）、65歳以上が239人（79.1%）となっています。

2-1 身体障害者手帳を持っている人の数（級別） （単位：人、%）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1級	91	28.5	98	30.7	94	30.3	97	31.1	95	31.5
2級	43	13.5	44	13.8	44	14.2	42	13.5	37	12.2
3級	74	23.2	68	21.3	67	21.6	66	21.1	62	20.5
4級	71	22.2	73	22.9	73	23.6	76	24.4	76	25.2
5級	26	8.2	24	7.5	23	7.4	22	7.1	22	7.3
6級	14	4.4	12	3.8	9	2.9	9	2.8	10	3.3
合計	319	100.0	319	100.0	310	100.0	312	100.0	302	100.0

（注）各年度末の数値

2-2 身体障害者手帳を持っている人の数（障がい別） （単位：人、%）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
視覚障がい	15	4.7	15	4.7	14	4.5	13	4.2	13	4.3
聴覚・平衡機能障がい	27	8.5	28	8.8	21	6.8	21	6.7	21	7.0
音声・言語障がい	2	0.6	2	0.6	2	0.6	2	0.6	1	0.3
肢体不自由	202	63.3	191	59.9	190	61.3	191	61.2	182	60.3
内部障がい	73	22.9	83	26.0	83	26.8	85	27.3	85	28.1
合計	319	100.0	319	100.0	310	100.0	312	100.0	302	100.0

（注）各年度末の数値

2-3 身体障害者手帳を持っている人の年齢 （単位：人、%）

	18歳未満		18～64歳		65歳以上	
	数	割合	数	割合	数	割合
視覚障がい	0	0	5	1.6	8	2.6
聴覚・平衡機能障がい	0	0	2	0.7	19	6.3
音声・言語障がい	0	0	0	0	1	0.3
肢体不自由	0	0	45	14.9	137	45.4
内部障がい	2	0.7	9	3.0	74	24.5
合計	2	0.7	61	20.2	239	79.1

（注）令和5年3月末の数値

3. 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付を受けている人の数は、令和5年3月末で59人おり、判定別ではA判定の人が20人、B判定の人が39人となっています。また、判定の割合はA判定で33.9%、B判定で66.1%となっており、B判定の人が多くなっています。

年齢別では、18歳未満が19人(32.2%)、18歳~64歳が35人(59.3%)、65歳以上が5人(8.5%)となっており、18歳未満及び18歳から64歳の人にはB判定が多く、65歳以上の人はA判定が多くなっています。

3-1 療育手帳を持っている人の数(判定別) (単位:人、%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
A判定	22	35.5	22	34.9	21	33.9	20	34.5	20	33.9
B判定	40	64.5	41	65.1	41	66.1	38	65.5	39	66.1
合計	62	100.0	63	100.0	62	100.0	58	100.0	59	100.0

(注) 各年度末の数値

3-2 療育手帳を持っている人の年齢 (単位:人、%)

	18歳未満		18~64歳		65歳以上	
	数	割合	数	割合	数	割合
A判定	1	1.7	16	27.1	3	5.1
B判定	18	30.5	19	32.2	2	3.4
合計	19	32.2	35	59.3	5	8.5

(注) 令和5年3月末の数値

4. 精神障がいのある人の状況

1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の数は、令和5年3月末で36人となっています。また、級別では2級の割合が多くなっており、年齢別では18歳~64歳が23人(63.9%)と多数を占めています。

4-1 精神障害者保健福祉手帳を持っている人の数(級別) (単位:人、%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1級	5	13.5	4	11.1	6	17.1	5	14.3	4	11.1
2級	26	70.3	25	69.5	23	65.8	23	65.7	22	61.1
3級	6	16.2	7	19.4	6	17.1	7	20.0	10	27.8
合計	37	100.0	36	100.0	35	100	35	100	36	100

(注) 各年度末の数値

4-2 精神障害者保健福祉手帳を持っている人の年齢（単位：人、％）

	18歳未満		18～64歳		65歳以上	
	数	割合	数	割合	数	割合
1級	0	0.0	3	8.3	1	2.7
2級	0	0.0	16	44.5	6	16.7
3級	0	0.0	4	11.1	6	16.7
合計	0	0.0	23	63.9	13	36.1

（注） 令和5年3月末の数値

2) 精神障がいのある人の数（疾患別）

精神障害者保健福祉手帳を持っている人を含め、

精神障がいのある人の数は、令和5年3月末で98人となっています。

また、疾患の種類は、統合失調症と気分障がいで全体の約8割を占めています。

4-3 精神障がいのある人の数の推移

（単位：人、％）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
脳器質性精神障がい（認知症等）	26	18.7	26	19.5	27	19.7	13	12.6	13	13.3
精神作用物質による精神及び行動障がい（アルコール等）	5	3.6	4	3.0	4	2.9	1	1.0	1	1.0
統合失調症	42	30.2	37	27.8	36	26.3	28	27.2	30	30.6
気分（感情）障がい（そううつ病等）	42	30.2	40	30.1	43	31.4	46	44.7	44	44.9
神経症性障がい	6	4.3	5	3.8	5	3.6	4	3.9	3	3.1
てんかん	12	8.7	13	9.8	13	9.5	6	5.8	6	6.1
その他	6	4.3	8	6.0	9	6.6	5	4.8	1	1.0
合計	139	100.0	133	100.0	137	100.0	103	100.0	98	100.0

（注） 各年度末の数値〔北見保健所調べ〕

5. 難病を有する人の状況

現在、国では338の特定疾患について調査研究し、特定医療費（指定難病）受給者証を交付し医療費の助成を行い、その他の疾患（国5疾患、道4疾患）についても特定疾患医療受給者証を交付し医療費の助成を行っています。

本町における令和5年3月末での特定医療費（指定難病）受給者数は53人、特定疾患医療受給者数は5人となっています。

5-1 特定医療費（指定難病）受給者数・特定疾患医療受給者数の推移

（単位：人）

病名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パーキンソン病	3	3	4
重症筋無力症	1	1	1
脊髄小脳変性症(多系統筋委縮症を除く)	4	4	4
もやもや病	1	1	1
全身性アミロイドーシス	1	1	1
高安動脈炎	1	1	1
バーシャー病	1	1	0
全身性エリテマトーデス	1	1	1
シェーグレン症候群	9	9	9
ベーチェット病	1	1	1
突発性血小板減少性紫斑病	1	1	1
後縦靭帯骨化症	1	1	3
下垂体前葉機能低下症	3	3	3
特発性間質性肺炎	1	1	0
肺動脈性肺高血圧症	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	2	2	3
シェーグレン症候群（道）	3	3	2
潰瘍性大腸炎	4	3	4
筋ジストロフィー	1	1	1
類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む。）	2	1	1
突発性難聴	4	4	2
肥大型心筋症	1	1	1
特発性間質性肺炎（道）	1	1	1
顕微鏡的多発性血管炎	2	2	2
膿疱性乾癬（汎発型）	1	1	1
IgA腎症	2	1	1
急性進行性糸球体腎炎	1	1	1
自己免疫性肝炎	1	0	0
クローン病	0	1	2
筋萎縮性側索硬化症	0	0	2
多発性硬化症／視神経脊髄炎	0	0	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	0	0	1
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1
合計	55	52	58

（注） 令和5年3月末の数値〔北見保健所調べ〕

第3章 令和8年度末までの目標値の設定

国が示している第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針に基づき、目標値の設定をしています。

1. 目標値の設定

あ1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	15人	令和5年3月時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数(B)	14人	令和9年3月時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 (6.7%)	【国指針】 「A」のうち、 <u>6%以上</u> がグループホームなどの地域生活に移行。
【目標値】 入所者数減少数(A-B)	1人 (6.7%)	【国指針】 「A」のうち、 <u>5%以上減少</u> 。

2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和3年度末の一般就労移行者数	0人	令和3年度末において福祉施設を退所し一般就労した者の数
令和3年度末の就労移行支援利用者数	0人	令和3年度末の就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数	1人	【国指針】 福祉施設から一般就労への移行実績を令和3年度の <u>1.28 倍以上</u> をめざす。
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援利用者数	1人	【国指針】 就労定着支援事業利用者数が令和3年度利用者数の <u>1.41 倍以上</u> をめざす。

3) 地域生活支援の充実

本町では、定住自立圏域構想に基づく1市4町（北見市、美幌町、津別町、置戸町、訓子府町）の圏域で令和3年度から地域生活支援拠点等を設置しています。引き続き、圏域内で連携しながら、機能強化等の体制充実に努めます。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回	地域生活支援拠点等の機能充実のため、自立支援協議会全体会において年1回以上の運用状況を検証・検討することを基本とする。

※「地域生活支援拠点」

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談（地域移行等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応能力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）④専門人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを地域の実情に応じて整備し、障害者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」について、北網圏域での保健・医療・福祉関係者による協議のほか、さまざまな障がいの種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

項目	数値	備考
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年3回	北網圏域地域生活移行支援協議会等での協議

第4章 見込量を設定するサービス

◆サービス見込量の考え方

障がいのある人への福祉サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法により、共通の制度の下で、一元的に提供される仕組みとなっています。

障害者総合支援法及び児童福祉法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「障害福祉サービス」・「障害児通所支援」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」とに大別されています。

本計画では、障害福祉サービス・障害児通所支援及び地域生活支援事業の各事業についてのサービス見込量を定めることとします。第7期計画期間（R6～R8年度）におけるサービス見込量については、第6期計画の進捗状況や現在のサービス利用者数の実績を踏まえ設定します。

1. 障害福祉サービス等

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援は、障がいのある人の個々に必要とされる標準的な支援の度合いや社会活動、介護者、居住の状況に応じて、障がいのある人の地域での自立した生活を総合的に支援します。

また、提供されるサービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」に区別され、制度上は「介護給付」と「訓練等給付」に分類されます。

サービス見込量を定めることが必要な障害福祉サービス等の種類は、下図に示すとおりです。

障害福祉サービス等の分類			
	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護（ホームヘルプ） ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○療養介護 ○生活介護 ○短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援
訓練等給付		<ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労定着支援 ○就労継続支援（A型・B型） 	<ul style="list-style-type: none"> （グループホーム） ○共同生活援助 ○自立生活援助
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援 ○障害児相談支援 		
障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 		

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の推進を図ることを目的としています。

本町において実施される地域生活支援事業については、町が実施主体となります。また、事業の一部を社会福祉法人などに委託して実施しています。

地域生活支援事業は、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。本町では、これまでの事業実施状況やサービス提供状況を勘案した結果、以下の事業を展開していきます。

■ 地域生活支援事業の種類

区 分	事業の種類
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	手話奉仕員養成研修事業
	日常生活用具給付等事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	訪問入浴サービス事業
	日中一時支援事業
	身体障害者用自動車改造費助成事業

第5章 障害福祉サービス等の利用実績と今後の見込量

1. サービス利用者数及び障害支援区分の認定者数

障害支援区分は、さまざまな状態の障がいのある人などが支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいに関する客観的な尺度として導入されています。

障害支援区分の認定は、原則、居宅介護や生活介護などのサービスを利用する場合に必要となります。

サービス利用者の障害支援区分の認定者数は、令和6年1月末現在で54人となっています。

障害支援区分別では、「区分3」が15人（19.5%）と最も多く、次いで「区分4」が13人（16.9%）となっています。

単位：人、（%）

	障害福祉サービス等 利用者数	障害支援区分認定者数など	
		人 数	割 合
区分1	77	0	0
区分2		8	10.4
区分3		15	19.5
区分4		13	16.9
区分5		9	11.7
区分6		9	11.7
非該当		0	0
区分認定無 (訓練等給付・障害児通所 支援のみの利用など)		23	29.8
合計		77	77

※障害支援区分認定者数は、54人となっていますが、区分認定が無く障害福祉サービス等を利用している人（就労移行支援、就労継続支援、障害児通所支援等）が23人いますので、障害福祉サービス等を利用している方の総数は77人となります。

※各種障害者手帳を所持しておらず、医師の診断書により障害福祉サービスの利用をしている人は2人となっています。

2. 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 【介護給付】	ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。
重度訪問介護 【介護給付】	重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいで常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護 【介護給付】	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対して外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するなどの援助を行います。
行動援護 【介護給付】	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援 【介護給付】	常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの利用実績】

訪問系サービスの利用については、障害支援区分に関わらず、障がいのある人の個々の状況に応じた支給決定を行っています。居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。居宅介護（ホームヘルプ）は、4～8人の利用がありました。

重度訪問介護は、利用者が療養介護に移行したため、利用実績が減少しています。同行援護については、視覚障がい者の1人の利用がありました。

行動援護・重度障害者等包括支援は、町内や近隣市町においてもサービスを提供できる事業者がないことなどから利用がありませんでした。

【サービス見込量の考え方】

令和3～5年度までの利用実績等を勘案するとともに、自宅での生活を希望する人や施設入所者などの地域生活への移行を考慮して利用者を見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	63 〔78〕	64 〔86〕	30 〔86〕	60	72	72
重度訪問介護	時間/月	227 〔340〕	91 〔340〕	0 〔350〕	240	240	240
同行援護	時間/月	1 〔4〕	0 〔4〕	0 〔4〕	4	4	4
行動援護	時間/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

3. 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
療養介護 【介護給付】	医療と常時介護を必要とする人に対し、主として昼間に、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護 【介護給付】	常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事などの介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
自立訓練 (機能訓練) 【訓練等給付】	身体障がい者を対象とした、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
自立訓練 (生活訓練) 【訓練等給付】	知的障がい者・精神障がい者を対象とした、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
就労移行支援 【訓練等給付】	就労を希望する障がいのある人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援 【訓練等給付】	一般企業などへ就労した障がいのある人に、一定の期間、就労の継続を図るために必要な連絡・調整などを行います。
就労継続支援 (A型・B型) 【訓練等給付】	一般企業などへの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
短期入所 【介護給付】	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

【サービスの利用実績】

自立訓練については、町内に自立訓練を行う事業所はなく、利用はありませんでした。

就労支援のうち、就労移行及び就労継続支援B型については、町内には「NPO 法人福祉サポートきらきら本舗」が実施しています。就労継続支援A型については北見市内の事業所を利用しています。令和5年度では就労継続支援A型が3人、就労継続支援B型が21人利用しています。短期入所については、介護者が病気等の場合に短期間、夜間も含めて障がい者支援施設等で障がいのある人を介護するもので、現在7人の登録があります。利用回数も計画値を上回りました。

【サービス見込量の考え方】

就労継続支援、短期入所については、現在の利用状況から今後の利用見込みを勘案するとともに、アンケート調査で「今後利用したい」と回答のあった内容も参考に見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	人	3 〔3〕	4 〔3〕	4 〔3〕	4	4	4
生活介護	日/月	541 〔513〕	529 〔532〕	553 〔551〕	560	580	600
自立訓練 （機能訓練）	日/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	日/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0
就労移行支援	日/月	23 〔10〕	15 〔10〕	20 〔20〕	20	20	20
就労定着支援	人	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	1
就労継続支援 （A型）	日/月	30 〔76〕	64 〔95〕	60 〔95〕	60	60	80

就労継続支援 (B型)	日/月	299 〔342〕	323 〔361〕	389 〔380〕	396	414	432
短期入所	日/月	15 〔3〕	13 〔3〕	7 〔3〕	7	7	7

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

4. 居住系サービス

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム) 【訓練等給付】	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他日常生活の支援などを行います。
施設入所支援 【介護給付】	施設入所者に対して主に夜間や休日に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
自立生活援助 【訓練等給付】	施設などに入所していた障がいのある人が、在宅生活を送る際に一定の期間、定期的巡回訪問や随時の対応、日常生活の問題について相談や情報の提供を行います。

【サービスの利用実績】

居住系サービスは、入所施設等で、住まいの場を提供するサービスです。共同生活援助（グループホーム）は、町内には「NPO 法人シトレインもりの風」が1か所ありますが、近隣市町を合わせ、現在23人が利用しています。

入所施設については、町内にはなく、町外の施設を15人が利用しています。

【サービス見込量の考え方】

令和8年度までの計画の見込量は、令和3年度から5年度までの利用実績等を勘案するとともに、アンケート調査で、「3年以内に利用したい」と回答のあった内容も参考にしてみ込みます。共同生活援助（グループホーム）5人、施設入所支援7人が利用したいと回答していました。

施設などを退所し、在宅生活を送る際に一定の期間利用する「自立生活援助」は、1人の利用を見込んでいます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	22 〔23〕	23 〔24〕	23 〔25〕	24	26	28
施設入所支援	人	15 〔14〕	15 〔14〕	15 〔13〕	15	15	14
自立生活援助	人	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0	0	1

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

5. 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、その心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画などを作成します。
障害児相談支援	障がいのある児童やその保護者が障害児通所支援を適切に利用できるよう、その心身の状況やおかれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、障害児支援利用計画などを作成します。
地域移行支援	入所施設や精神科病院などからの退所・退院にあたって支援を要する障がいのある人に対し、入所施設や精神科病院などにおける地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院からの退所・退院や家族との同居から一人暮らしへの移行、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

【サービスの利用実績】

障がい福祉サービスを利用する人の増加に伴い、計画相談支援の利用も増加しています。また、障害児相談支援の利用はわずかながら増加しています。

地域移行支援は障がい者支援施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等が入所施設や精神科病院を退所し、地域生活に移行することを支援するものですが、地域定着支援についても第6期において、利用実績はありませんでした。

現在、町内において計画相談支援事業所は「一般社団法人アイリス相談室ぷらはーと」1か所です。今後は相談支援体制の充実のため連携を図っていきます。

【サービス見込量の考え方】

計画相談支援、障害児相談支援は、障がい福祉サービスの利用増を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、令和3年度から5年度までの利用実績に基づいて、伸び率を勘案して見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人	65 〔68〕	73 〔71〕	67 〔74〕	70	72	75
障害児相談支援	人	9 〔12〕	11 〔13〕	10 〔13〕	12	13	14
地域移行支援	人	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔1〕	0	0	1
地域定着支援	人	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

6. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援）

サービス名	サービスの内容
児童発達支援 【障害児通所支援】	未就学児を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援 【障害児通所支援】	未就学児を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 【障害児通所支援】	外出が困難な重度の障がいのある児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを訪問により行います。
放課後等デイサービス 【障害児通所支援】	就学児を対象とした、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援 【障害児通所支援】	障がい児が通う保育所や幼稚園などへ出向き、本人や訪問先施設の職員に対して集団生活の適応訓練を行います。

【サービスの利用実績】

児童発達支援は、未就学児未就学の障がいのある児童が対象となります。現在の利用者は7人で、北見市の「総合支援センターきらり」に通所しています。

放課後デイサービスは、就学している障がいのある児童が対象となります。町内には実施している事業所はなく、北見市内の事業所を利用しています。現在は3人の登録があります。

【サービス見込量の考え方】

「児童発達支援」については、より早い段階での支援ができるよう、美幌療育病院の発達支援事業等の母子保健施策と連携を図ります。「児童発達支援」及び「放課後デイサービス」については、令和3年度から5年度までの利用実績に基づいて、伸び率を勘案して微増を見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	日/月	8 〔18〕	9 〔20〕	13 〔20〕	24	24	24
医療型児童発達支援	日/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	15 〔20〕	10 〔20〕	7 〔22〕	10	10	10
保育所等訪問支援	日/月	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0	0	0

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

第6章 地域生活支援事業の利用実績と今後の見込

【事業内容】

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況などに応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付など、とくに日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

必須事業

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するための働きかけを地域社会へ行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、本人やその家族などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な相談に応じ、情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	本人の自己決定権を尊重し、残存能力の活用を行うため、判断能力が不十分な人に対して適切な後見人により財産管理や身上監護が適切に行われるよう支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人に手話通訳者などの派遣を行い、社会生活においての情報収集および意思伝達の手段を確保します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話を習得した人の養成により、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人の日常生活および社会生活を確保します。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通うことにより、地域の実情に応じた相談支援業務、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与することにより、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

任意事業

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	常時寝たきりの状態にあり、自宅や福祉施設などへの通所による入浴が困難な身体に障がいのある人の訪問入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障がいのある人の日中活動の場を確保、提供します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が、就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置および駆動装置などの一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

1. 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

【サービスの利用実績】

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等の理解を深めるための啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ることを目的としています。第6期では、地域包括支援センター、北見地域成年後見中核センターと連携し、成年後見制度の普及啓発のための権利擁護研修を実施しました。

【サービス見込量の考え方】

アンケート調査では、7割の人が成年後見制度について、「知らない」「名前は聞いたことがあるが内容は良く知らない」と回答しています。

また、障がいがあることで、「差別や嫌な思いをしたことがある」「少しある」と回答した方は4割いました。今後も地域への働きかけや自発的な取り組みの支援を継続していきます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	箇所	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1
自発的活動支援事業	箇所	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

2) 相談支援事業

【サービスの利用実績】

地域自立支援協議会の「訓子府町障がい者総合支援協議会」を設置しています。障害者相談支援事業については、令和3年度より北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づいて、「北見地域基幹相談支援センターささえーる」が運用を開始しました。

【サービス見込量の考え方】

個別事例検討など相談支援事業所等とのネットワークの構築や協議会委員や関係事業所、行政とが意見交換等を行うことにより、地域の相談支援体制の強化に努めます。

事業名		単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1
	地域自立支援協議会	箇所	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの利用実績】

成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等への報酬を助成します。

令和5年度には、2人の申し立ての利用がありました。今後も利用者は増加するものと思われます。

北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づいて、北見地域成年後見中核センターが令和4年4月1日より、北見市、置戸町、津別町、訓子府町の1市3町における成年後見制度に関する中核となる機関が設置され、運営されています。

【サービス見込量の考え方】

知的障がい又は精神障がいがある方が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、北見地域成年後見中核センターと連携して支援していきます。

サービス内容や対象などについての十分な情報提供に努めていきます。
また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるように努めます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	0 〔1〕	0 〔1〕	2 〔1〕	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	箇所	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	1	1	1

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

4）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

【サービスの利用実績】

事業を利用している聴覚障がい者は4人です。手話通訳者の派遣を行っています。手話奉仕員養成研修事業の利用者はいませんでした。聴覚障がいのある方が講師となり、町内の中学校で手話の体験会を行う時や受診の時などに利用されています。

【サービス見込量の考え方】

聴覚、音声・言語機能の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の派遣を行います。

また、今後も北海道ろうあ連盟と協力して、手話奉仕員養成研修事業の周知、活用に努めていきます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
意思疎通支援事業	人	5 〔4〕	4 〔4〕	4 〔4〕	4	4	4
手話奉仕員養成 研修事業	人	0 〔2〕	0 〔2〕	0 〔2〕	2	2	2

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

5) 日常生活用具給付等事業

【サービスの利用実績】

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費用の一部を助成しています。ストマ装具等の給付が増加しています。

視覚障がいの方に室内信号装置、画面音声化、聴覚障がいのFAX機の購入、特殊寝台や手すり等の設置などの住宅改修費の利用がありました。

【サービス見込量と考え方】

今後も、サービス内容や対象となる品目などについての情報提供に努めます。

令和8年度までの計画の見込量は、過去の利用実績に基づき、伸び率等を勘案し見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①介護・訓練支援用具（特殊寝台・移動用リフト）	件	1 〔3〕	1 〔3〕	0 〔3〕	1	1	1
②自立生活支援用具（入浴補助用具・歩行支援用具など）	件	0 〔3〕	2 〔3〕	1 〔3〕	1	1	1
③在宅療養等支援用具（透析液加温器・電気式たん吸引器など）	件	0 〔1〕	0 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置・人工咽頭）	件	1 〔2〕	1 〔2〕	1 〔2〕	1	1	1
⑤排泄管理支援用具（ストマ装具・紙おむつなど）	件	130 〔132〕	132 〔132〕	214 〔138〕	240	240	240

⑥居宅生活動作 補助用具(住宅改 修費)	件	0 〔1〕	1 〔1〕	0 〔1〕	1	1	1
----------------------------	---	----------	----------	----------	---	---	---

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

6) 移動支援事業

【サービスの利用実績】

利用者数、時間数ともに目標値を下まわりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。町内には実施可能な事業所はなく、北見市など町外の事業所を利用しています。主に障がいのある方の余暇活動のために利用されています。

【サービス見込量と考え方】

移動支援事業は障がいのある人にとっての社会参加のための外出につながるサービスです。これまでの利用実績に基づき、伸び率等を勘案するとともに、アンケート調査で「今後利用したい」と回答のあった内容も参考に見込みます。

事業名	単位	利用実績 (R5年度は見込)			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	人	12 〔15〕	10 〔15〕	11 〔16〕	11	12	13
	時間	388 〔480〕	238 〔480〕	313 〔512〕	330	360	360

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、平成18年の障害者総合支援法に基づき、NPO法人福祉サポートきらきら本舗が、障害者地域活動支援センターⅢ型として、障がいのある人への地域生活支援を開始しましたが、平成22年に障害福祉サービスである就労継続支援B型に体系移行しました。

2. 任意事業

1) 訪問入浴サービス事業

【サービスの利用実績】

町内に実施可能な事業所はなく、北見市内の事業所を利用しています。令和4年度までは、利用者がいましたが療養介護に移行したために実績はありませんでした。

【サービス見込量と考え方】

身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するものです。これまでの利用実績を勘案し1人を見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	人	1 〔1〕	1 〔1〕	0 〔1〕	1	1	1
	日/月	8 〔9〕	3 〔9〕	0 〔9〕	8	8	8

(注)〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

2) 日中一時支援事業

【サービスの利用実績】

介護家族等の負担軽減を図るため、障がい者（児）を放課後や休日などの日中において一時預かりし、見守り等の支援を行います。第6期では、登録児童が3人で、1件の利用がありました。

【サービス見込量と考え方】

これまでの主な利用者は児童で、放課後デイサービスと併用し北見市内の事業所を利用しています。過去の利用実績等を参考にして見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	人	0 〔2〕	1 〔2〕	0 〔2〕	2	2	2
	日/月	0 〔4〕	1 〔4〕	0 〔4〕	4	4	4

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

3) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

【サービスの利用実績】

重度の身体障がいのある人が、自らが所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。第6期では3件の利用がありました。

【サービス見込量と考え方】

自動車改造費助成については、令和3年度から5年度までの利用実績に基づいて各年度1件の利用を見込みます。

事業名	単位	利用実績（R5年度は見込）			利用見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
身体障がい者用自動車改造費助成事業	件	2 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1	1	1

（注）〔 〕内の数値は、第6期計画の利用見込量

第7章 サービス確保のための方策

1. 障害福祉サービス等の見込量の確保

1) 訪問系サービス

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと生活を送るために必要な訪問系サービスが受けられるよう、在宅サービスの基盤整備を進めることが必要です。

そのため、さまざまな利用者ニーズに対応し、障がいのある人が在宅生活を維持できるように、サービスの一層の充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

障がいのある人が地域において自立した生活を送るうえでは、日中活動の場の確保や充実が必要となります。そのため、障がいのある人が自らの希望や特性に応じたサービスを利用し、豊かで質の高い地域生活を実現できるよう日中活動系サービスの質・量の充実を図るとともに、利用者の状況により居住系サービスと組み合わせた適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

また、福祉サービス提供事業者などと連携し、障がいのある人の就労移行、就労支援に向けた日中活動系サービスの利用促進を図ります。

3) 居住系サービス

在宅生活が困難な重度の障がいのある人の施設入所支援サービスの維持、確保を図るとともに、障がいのある人の意向を尊重し、地域生活の可能な施設入所者などについては、必要な訓練の機会を提供し、地域移行の支援に努めます。また、地域生活移行の受け皿となる居住の場（グループホームなど）の確保など、町内はもとより近隣市町との広域的な支援体制の充実を図ります。

4) 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援）の充実

障がいのある児童が地域において適切な療育などを受けられることができるよう「北見市子ども総合支援センターきらり」などの専門的な支援や保育、教育等の関係者と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が受けられるよう、重層的な地域支援体制の構築を目指します。

2. 地域生活支援事業の見込量の確保

1) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人がその能力に応じて、地域で自立した日常生活や社会生活を営み、できるだけ身近に必要なサービスを受けられるように、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、地域の特性やさまざまな障がい状況に応じた必要なサービスの検討を行い、地域生活支援事業の推進に取り組んでいきます。



2) 相談支援ネットワークの充実

地域の課題や利用者のニーズを把握し、支援を行うことにより障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう相談支援体制の整備を図るとともに、令和3年度から定住自立圏域で設置している「北見地域基幹相談支援センターささえーる」等と連携し、相談支援機能の体制強化に努めます。

また、「障がい者総合支援協議会」では、地域の障害福祉関係機関が連携を図るとともに、町内唯一の相談支援事業所である「相談室ぷらはーと」と協力し地域に根差した相談支援ネットワークの構築と充実に努めます。

3) 相談支援体制の充実及び強化

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。さまざまな障がいの種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

地域における身近な身体・知的障害者相談員や民生委員児童委員との連携を図り、相談などから生じた課題の解決や必要に応じて協議を行うことで障がいのある人の住み慣れた地域での生活を支援します。

また、日常生活の中で医療的ケアを必要とする児童については、必要とするサービスなどについて医療機関も含めた関係機関との連携によるサービスの利用援助や必要に応じて協議を行うことにより地域での生活を支援します。

第8章 計画の推進

1. 障害福祉サービス等に関する情報の提供

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報誌や各種パンフレットにより、障がいのある人が分かりやすく、理解ができるよう適切な情報提供に努めます。

2. 地域福祉推進体制の確立

障がいのある人を取り巻く環境の課題としては、当事者の努力や行政の支援だけで解決することは容易ではなく、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体の支援が必要不可欠です。障がいのある人が自立し、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上による質の高い日常生活を営むことができる社会を実現するために、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの各種団体、障害者相談員、地域、学校教育関係者などがそれぞれの役割を果たしながら、実態把握及び支援内容の協議を行い、一体となった地域福祉推進体制の確立に努めます。

3. 全庁的な推進体制

計画の着実な推進を図るため、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境に関連する関係部局が連携して、障がいのある人の自己決定や選択を尊重するとともにさまざまなニーズに十分応えられるよう全庁的な協力体制を築き、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりに努めます。

4. 障がい者の虐待防止・差別解消への取り組み

令和6年4月1日から「改正障害者差別解消法」が施行されることを踏まえ、「基幹相談支援センターささえーる」などの関係機関と連携・協力し、障がいのある人に対する虐待の未然の防止や早期発見・早期対応・再発の防止に取り組むとともに、障がいを理由としたさまざまな場面における差別に対する相談に適切に対応できるよう専門機関との連携強化を図ることにより、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

5. 権利擁護事業の推進

成年後見制度について、住民への周知を図るとともに、訓子府町社会福祉協議会が相談窓口となり、障がい者やその家族、施設関係者などが気軽に相談できる体制づくりに努めます。

国の成年後見制度利用促進計画では、制度を利用する人が適切に利用できるような地域体制の構築を目指すよう示されており、今後も引き続き、北見地域成年後見センターと協力し、地域連携ネットワークの構築や成年後見制度の利

用促進に向けた周知・広報を進めていきます。

また、尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう「意思決定支援」の重要性や考え方が保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう継続的な普及啓発を行います。

6. 計画の進行管理

本計画の着実な推進のため、少なくとも年に1回、障害福祉サービスの利用状況、地域生活への移行や一般就労への移行などの実績を把握し、障がい児・障がい者施策の動向や訓子府町障がい者総合支援協議会の意見を聴くとともに、計画の進捗状況について点検・評価を行います。

また、必要があると認める時は、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じるよう努めます。

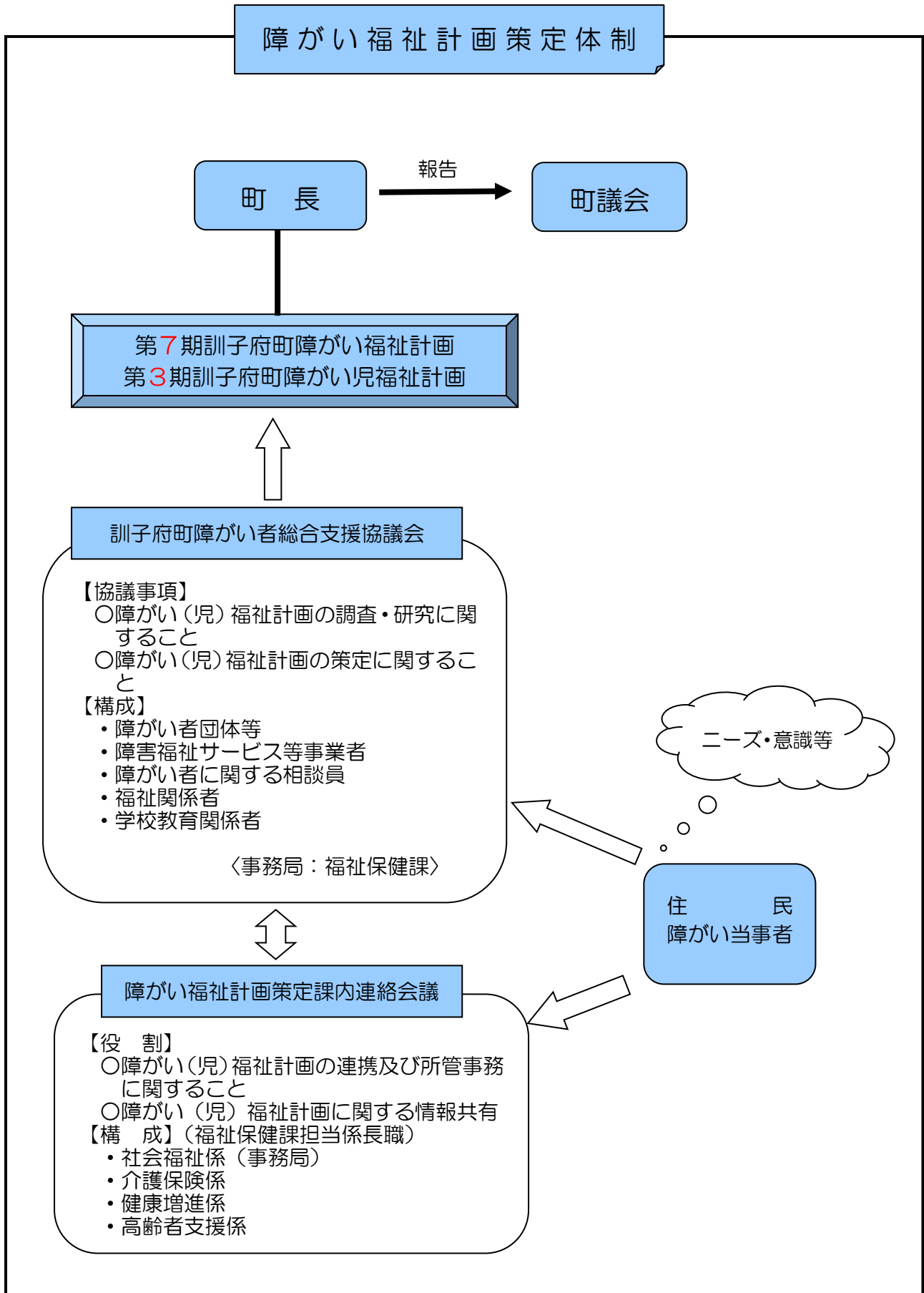
資料編

1. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、障がい者団体等・障害福祉サービス等事業者・障がい者に関する相談員・福祉関係者・学校教育関係者で構成する「訓子府町障がい者総合支援協議会」や庁内体制として福祉保健課の担当者による「訓子府町障がい福祉計画策定課内連絡会議」により、計画の内容の協議を行いました。

訓子府町障がい者総合支援協議会名簿

選出区分	所 属	役 職 名	氏 名
障がい者団体等	網走地区身体障害者福祉協会訓子府分会	分 会 長	武 田 和 伸
//	おむすびの会	代 表	斉 藤 美知代
障害福祉サービス等事業者	特定非営利活動法人 福祉サポートきらきら本舗	理 事 長	後 藤 武 男
//	社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会	事 務 局 長	笹 森 弘 晃
//	特定非営利活動法人シトレイン	部 長	笠 野 浩 忠
//	特定非営利活動法人シトレイン もりの風	主 任	香 月 直 行
//	一般社団法人アイリス 相談室ぷらはーと	管 理 者	舟 山 奈保子
//	北見市子ども総合支援センターきらり	センター長	武 山 晃 己
障がい者に関する相談員	訓子府町 身体障害者相談員	相 談 員	西 山 孝 正
//	訓子府町 知的障害者相談員	相 談 員	馬 場 洋 子
福祉関係者	民生委員児童委員協議会 高齢者・心身障がい者部会	部 会 長	水 落 肇
//	ボランティア団体（よつば会）	会 長	山 田 順 子
学校教育関係者	訓子府町校長会	会 長	井 坂 裕 一
//	訓子府町立認定こども園	園 長	牧 野 善 充



2. アンケート結果

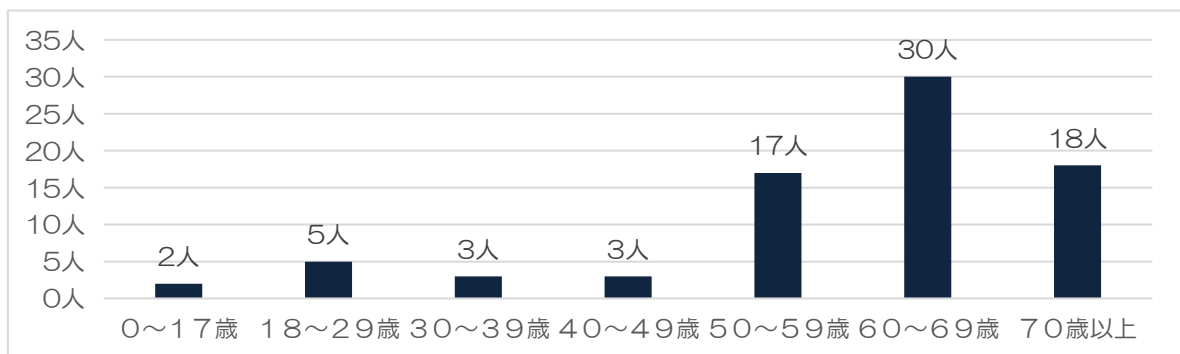
第7期訓子府町障がい福祉計画及び第3期訓子府町障がい児福祉計画の計画策定の参考とすることを目的として、在宅で生活する75歳未満の障がいのある人を対象とするアンケート調査を実施しました。

1. アンケート回収率

アンケート送付数	アンケート回答数	アンケート回収率
163	79	48.5%

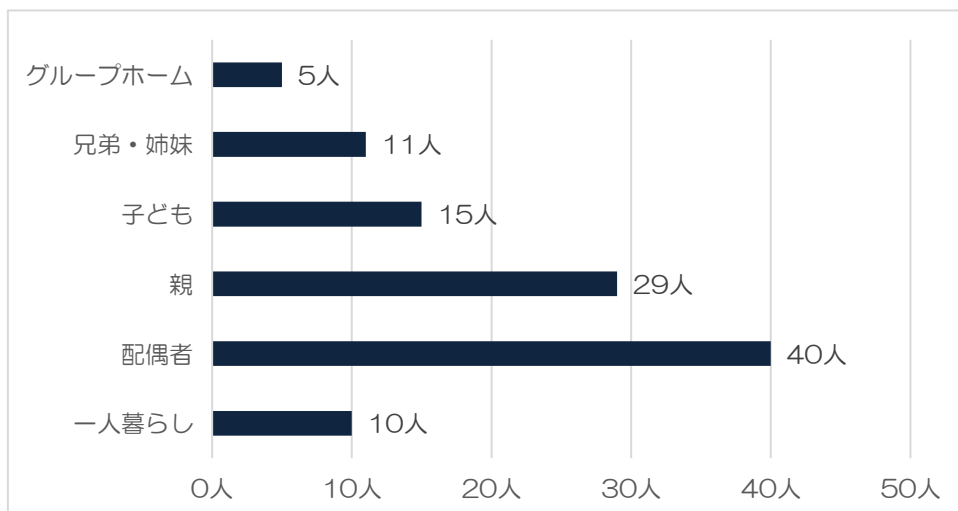
◆ご本人について◆

2. 年齢構成



回答の一番多かった年代は、60～69歳で全体の約37.9%となっています。

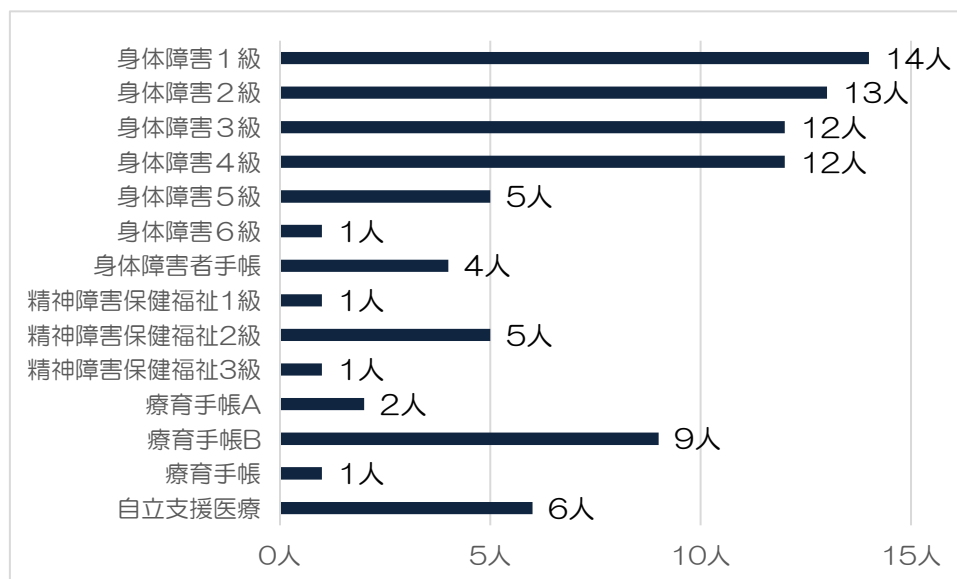
3. あなたと一緒に暮らしている人はどなたですか。(複数回答)



一緒に暮らしている人は、配偶者で40人、親が29人、子どもが15人となっています。

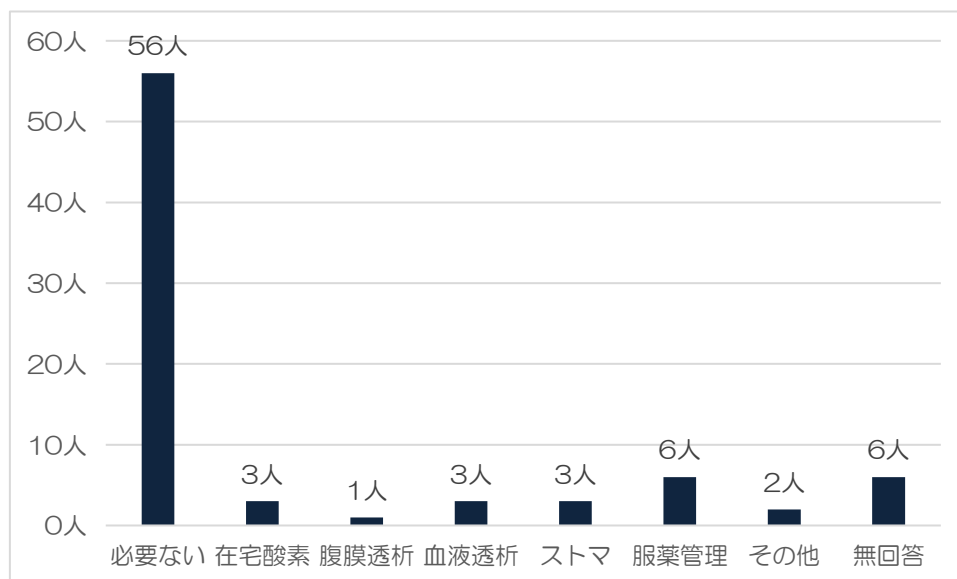
◆障がいの状況について◆

4. あなたが認定を受けている種類等は何ですか。(複数回答)



身体障害者手帳所持者（1級～6級）は61人、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級～3級）は7人、療育手帳所持者（A・B）は12人となっています。

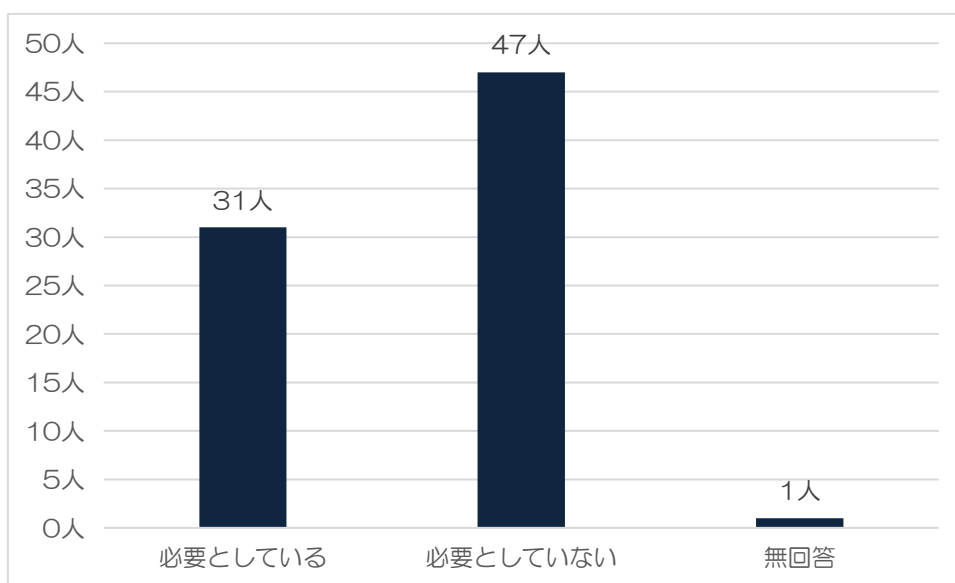
5. 日常的に医療的ケア等を必要としていますか。(複数回答)



18人が医療的ケア等を必要としています。主な内容は、服薬管理、在宅酸素、ストマのケアとなっています。

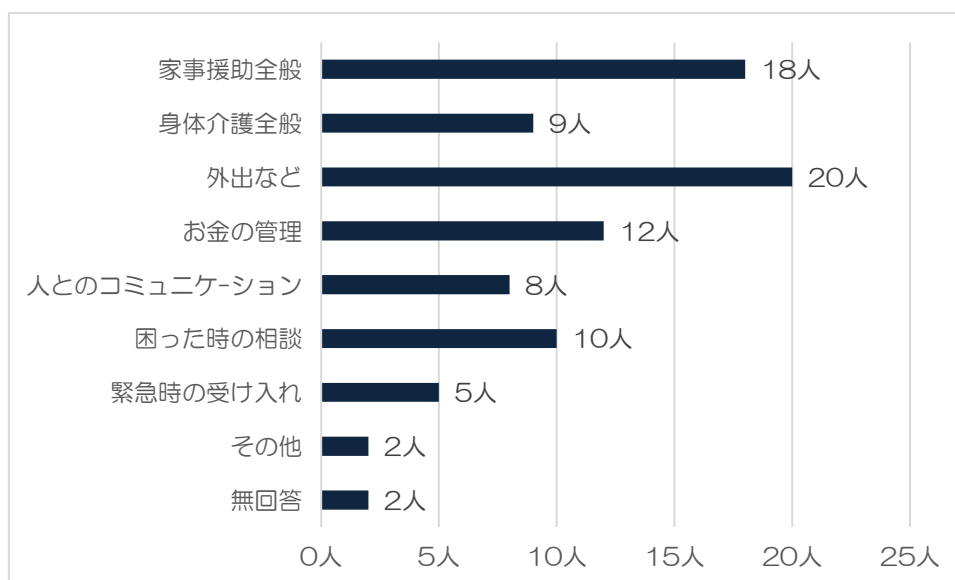
◆日常生活の状況について◆

6. 日常的に支援を必要としていますか。



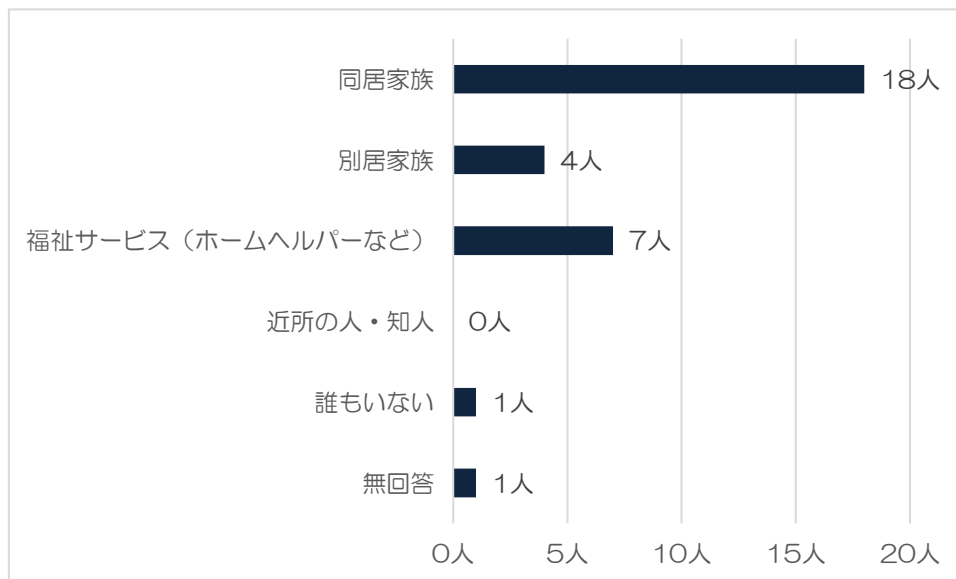
アンケートに回答された79人のうち、47人(59.5%)が、必要ないと回答しています。必要としている人の年代別では、60代が12人、70歳以上が9人、50代が7人の順となっています。

7. 支援を必要とする項目はどれですか。(複数回答)



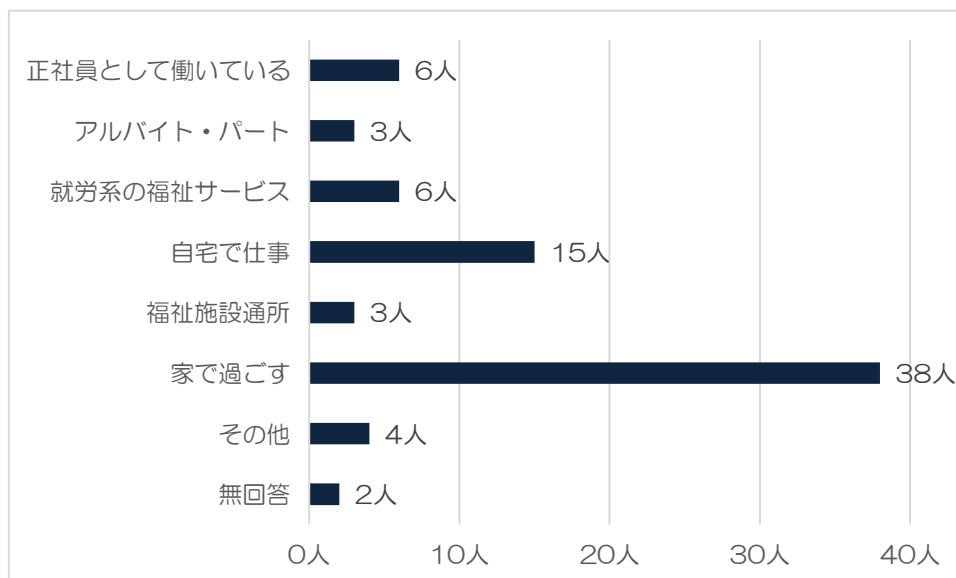
在宅での生活を続けるために、外出や家事援助、お金の管理が必要と回答しています。

8. 支援を主に担当している人はどなたですか。



支援を主に担当している人の58.1%を同居している家族が占めています。

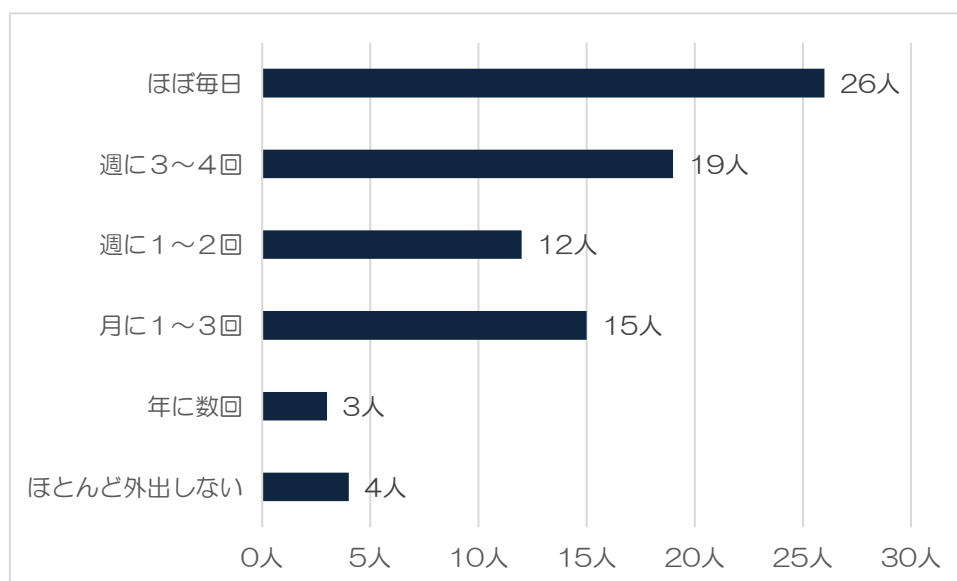
9. 昼間の時間をどのように過ごしていますか。



回答された77人のうち、家で過ごしているが38人（49.4%）と最も多く、自宅で仕事をしているが15人（19.5%）、正社員として働いているが6人、就労系の福祉サービス6人、福祉施設への通所が3人となっています。

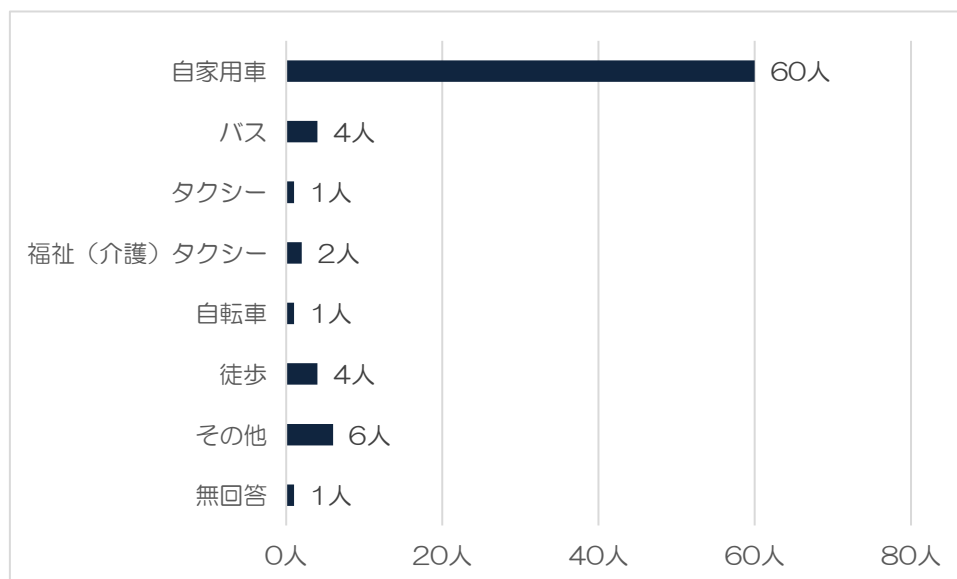
◆外出や地域活動への参加について◆

10. 普段どの程度外出しますか。



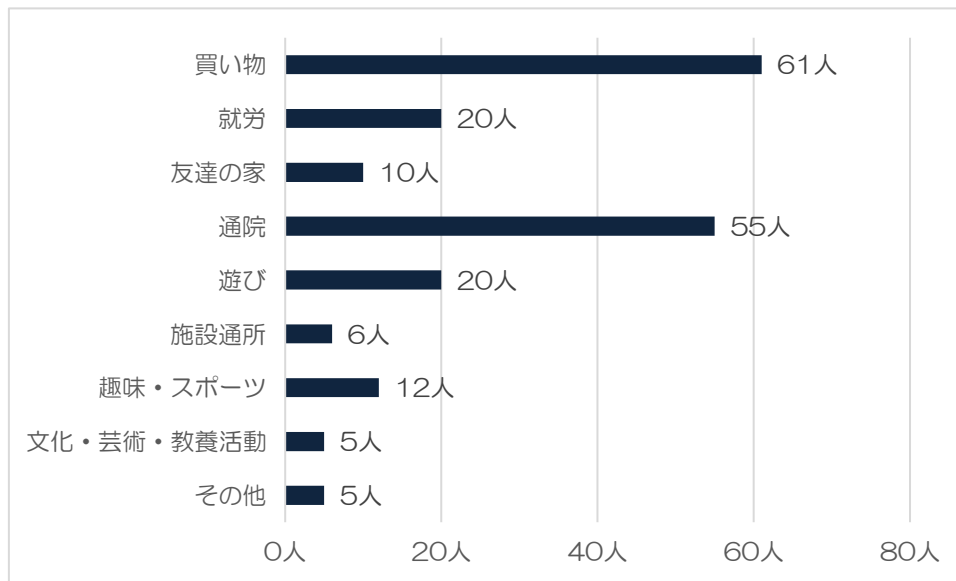
回答された79人のうち、外出の頻度は、ほぼ毎日が26人（32.9%）、週に3~4回が19人（24.1%）、月に1~3回が15人（18.9%）の順となっています。反面、ほとんど外出しないが4人、年に数回が3人でした。

11. 外出するときに利用する乗り物は何ですか。



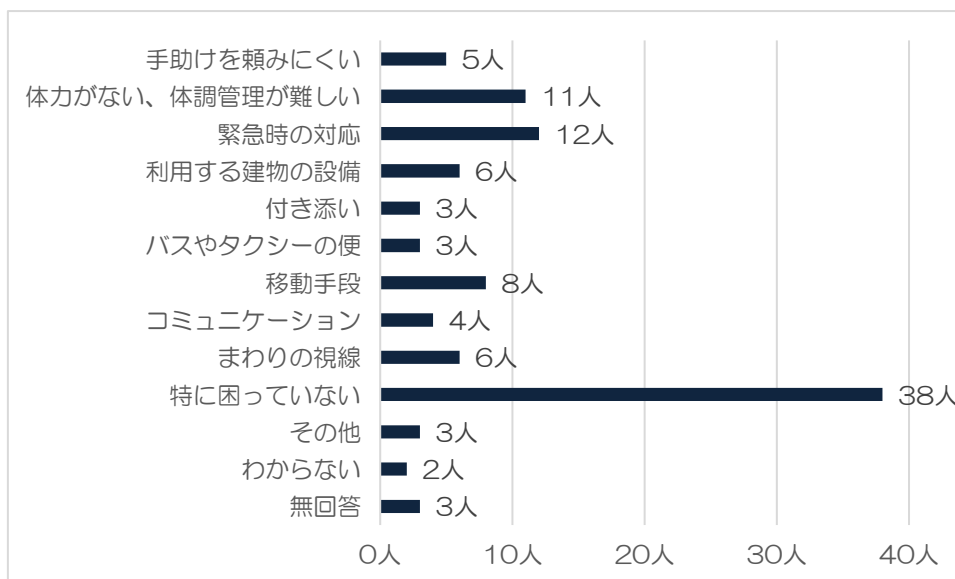
回答された79人のうち、外出手段では、自家用車（家族の送迎含む）60人（75.9%）、がもっとも多く、その他では施設や通所施設の送迎などとなっています。

12. 外出するときの目的は何ですか。(複数回答)



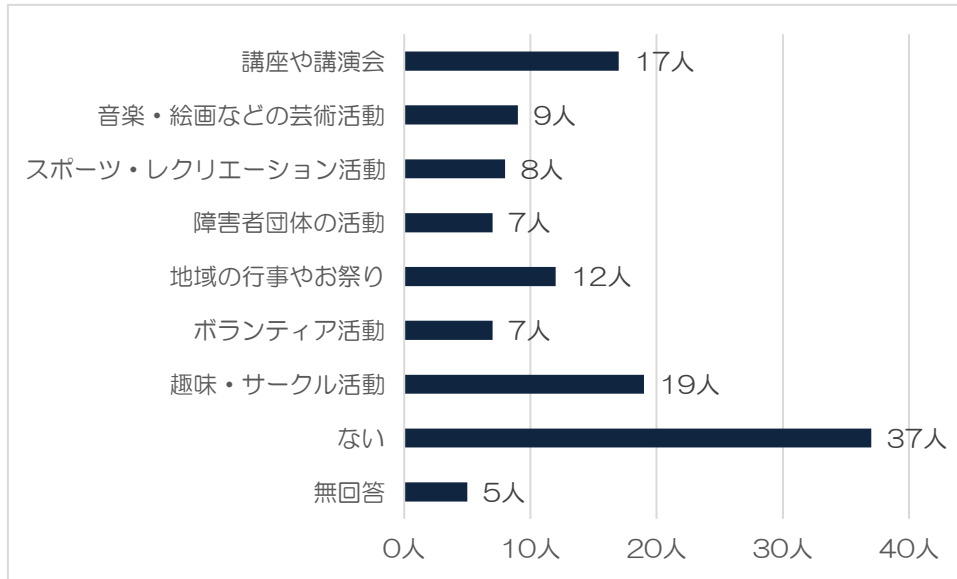
回答された79人のうち、主な外出の目的では買い物が61人、通院が55人と多く、次いで遊びや就労となっています。

13. 外出するときに困っていることはありますか。(複数回答)



外出時の困りごとでは、回答された79人のうち、特に困っていないが38人(48.1%)で、緊急時の対応が心配が12人(15.2%)、外出するための体力がないなどの体調管理が難しいが11人(13.9%)となっています。

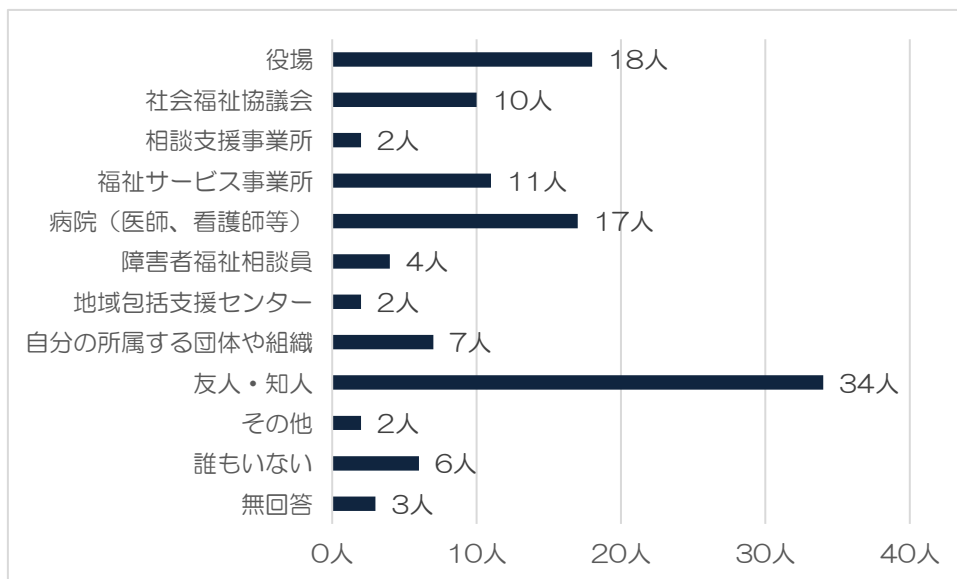
14. これから参加したいと思う活動はありますか。(複数回答)



回答された77人のうち、これから参加したい活動では、ないが37人(48.1%)で、趣味・サークル活動が19人(24.7%)、講座や講演会が17人(22.1%)、地域の行事やお祭りが12人(15.6%)の順となっています。

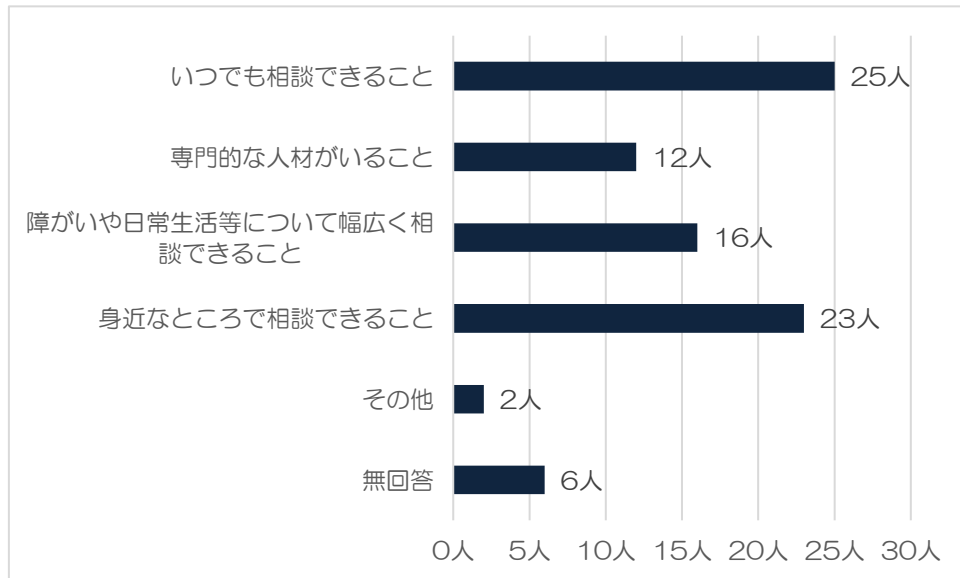
◆情報・相談などについて◆

15. 悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談しますか。(複数回答)



友人・知人が34人、病院が17人、町役場が18人となっています。

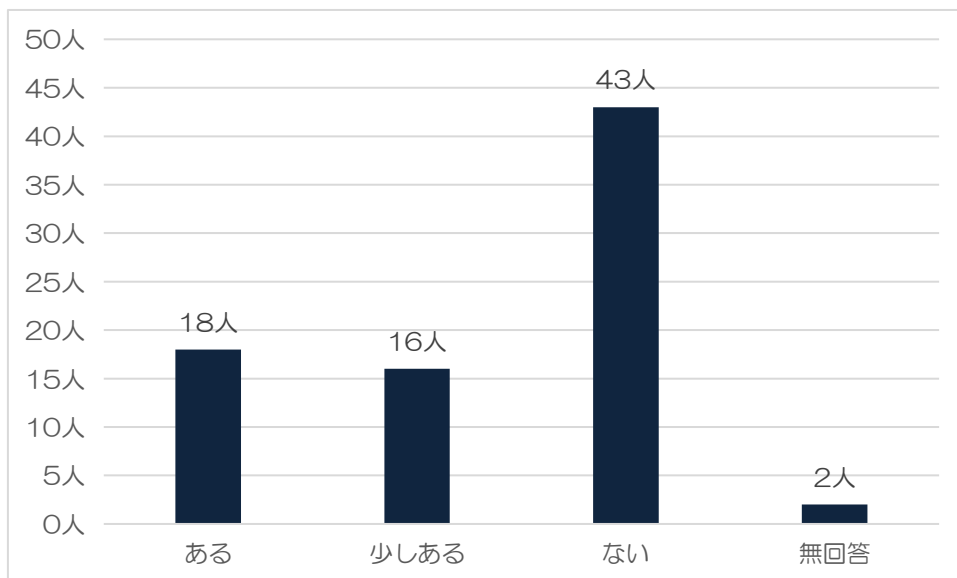
16. 相談機能をより充実させるために、どのようなことが最も必要だと思いますか。



いつでも相談できること、身近なところで相談、障がいや日常生活等について幅広く相談できることなど、平均して必要だと答えています。

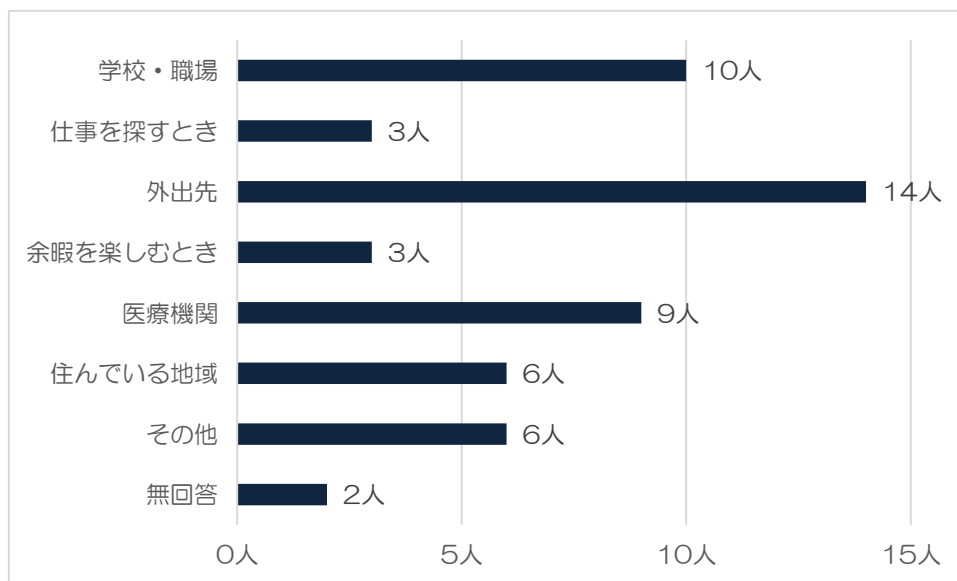
◆権利擁護について◆

17. 障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。



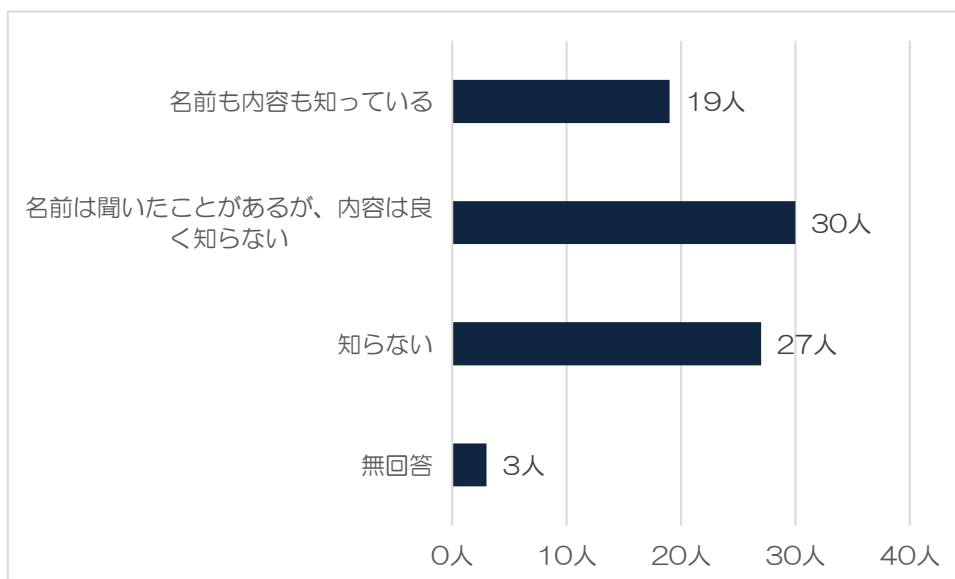
回答された79人のうち、ある、少しあるを含めると34人(43.1%)があると回答しています。

18. 「ある」「少しある」と回答した人で、どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)



回答された34人のうち、外出先が14人、学校・職場が10人、医療機関が9人となっています。

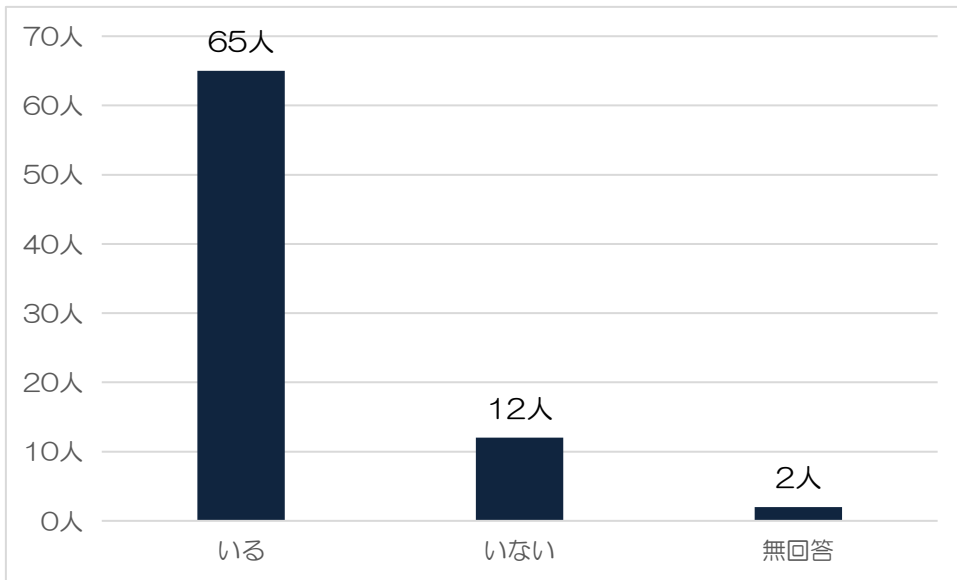
19. 成年後見制度をご存知ですか。



回答された79人のうち、57人(72.2%)が名前を聞いたことがあるが内容は良く知らない、知らないと回答しています。

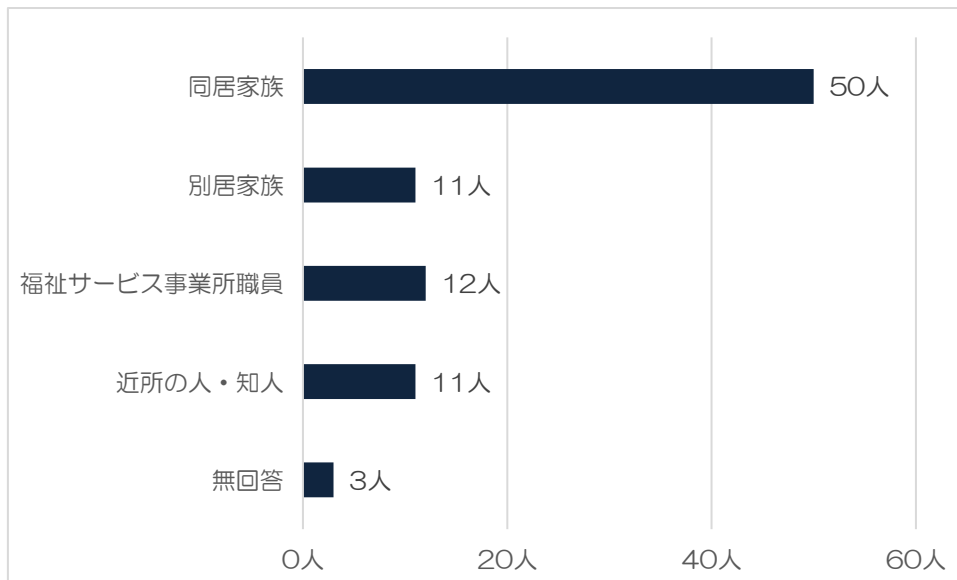
◆防災について◆

20. 災害時や緊急時に身近に手助けしてくれる人がいますか。



回答された79人のうち、65人、8割が身近に手助けしてくれる人がいると回答しています。

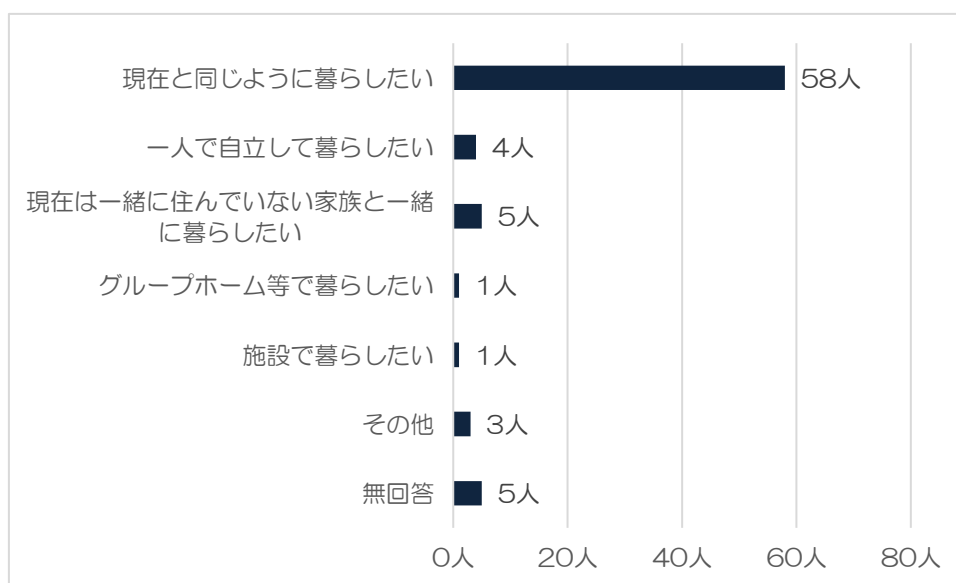
21. 手助けしてくれる人がいると回答した人で、手助けしてくれる人は誰ですか。(複数回答)



同居している家族が50人(77.1%)、別居家族が11人、福祉サービス事業所職員12人、近所の人・知人がそれぞれ11人となっています。

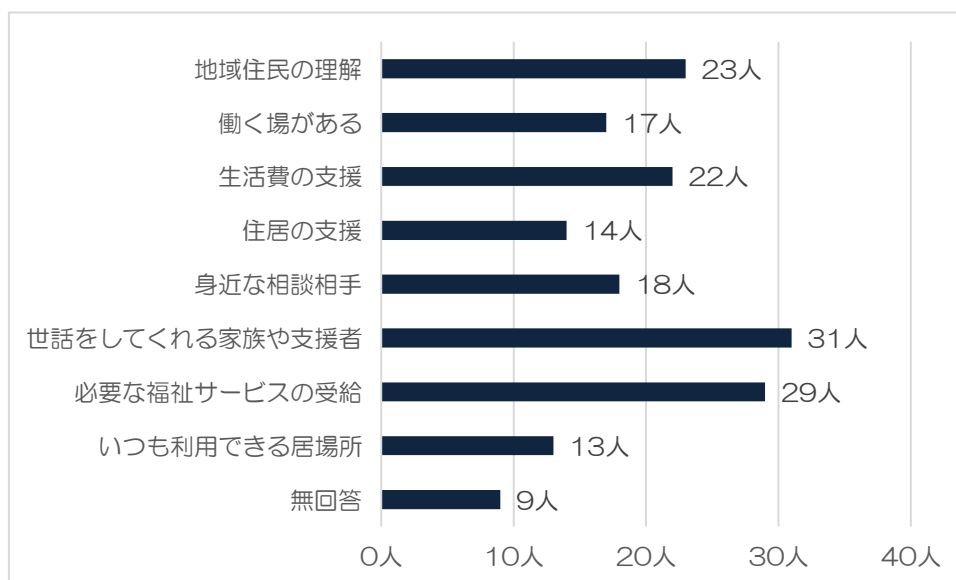
◆将来の暮らしについて◆

22. 今後、どのように暮らしたいと考えていますか。



回答された77人のうち、現在と同じように暮らしたいが58人と最も多く、そのうち、現在、家族と同居している人は46人、一人暮らしをしている人は9人、グループホームが3人でした。

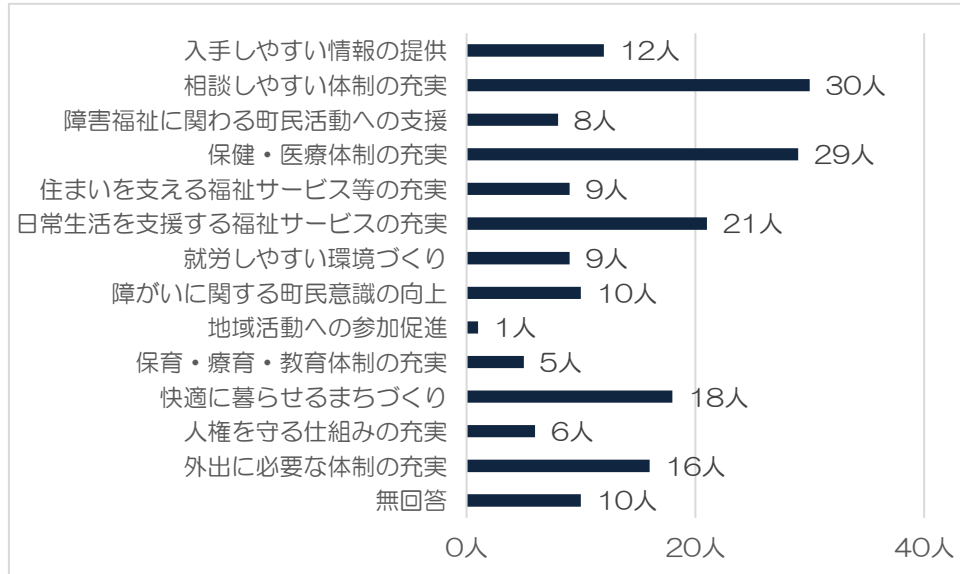
23. 自立した生活をするためには、どのような条件が必要だと思いますか。（複数回答）



世話をしてくれる家族や支援者がいるが31人、必要な福祉サービスを受給できるが29人となっています。次いで、地域住民の理解、生活費の支援となっています。

◆町の福祉施策のあり方について◆

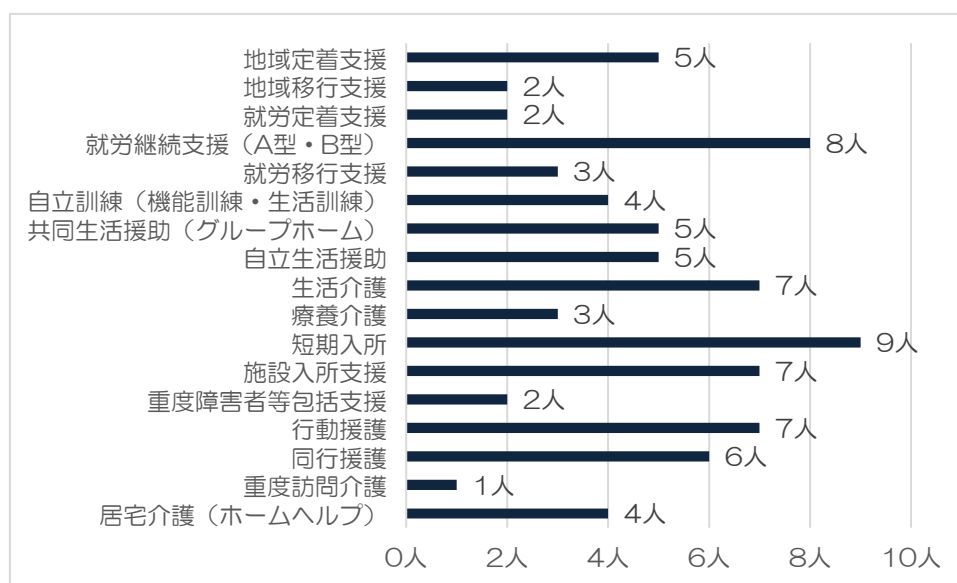
24. 福祉施策の充実のために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(3つまで選択)



相談しやすい体制の充実が30人、保健・医療体制の充実が29人となっています。続いて、日常生活を支援する福祉サービスの充実が21人、快適に暮らせるまちづくり18人となっています。

◆福祉サービスの利用意向について◆

25. 3年以内に新たに利用したいサービスはどれですか。(複数回答)



短期入所が9人、就労継続支援 (A型・B型) が8人、行動援護、施設入所支援、生活介護7人となっていますが、ほとんどが利用の予定はない、わからないと回答しています。

第7期訓子府町障がい福祉計画

第3期訓子府町障がい児福祉計画

計画期間 令和6年度～令和8年度

令和6年3月発行

発行 訓子府町

編集 訓子府町福祉保健課

〒099-1498 常呂郡訓子府町東町 398 番地

電話 (0157)-47-5555

FAX (0157)-47-5556

Mail fukushi@town.kunneppu.hokkaido.jp